

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について（概要）

1. 改正概要

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、商法（明治 32 年法律第 48 号）の改正に伴う所要の改正を行う。

- ・標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。以下「標準運送約款」）
- ・標準宅配便運送約款（平成 2 年運輸省告示第 576 号。以下「宅配便約款」）
- ・標準引越運送約款（平成 2 年運輸省告示第 577 号。以下「引越約款」）
- ・標準貨物軽自動車運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 171 号。以下「軽運送約款」）
- ・標準貨物軽自動車引越運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 172 号。以下「軽引越約款」）
- ・標準霊きゅう運送約款（平成 18 年国土交通省告示第 1047 号。以下「霊きゅう約款」）
- ・標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成 27 年国土交通省告示第 1163 号。以下「信書便約款」）
- ・標準貨物軽自動車特定信書便運送約款（平成 28 年国土交通省告示第 247 号。以下「軽信書便約款」）

2. 改正内容

（1）電磁的方法による送り状の提供（改正商法第 571 条関係）

商法において、荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨新たに規定されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 8 条、宅配便約款第 3 条、軽運送約款第 8 条

（2）危険物に関する通知義務（改正商法第 572 条関係）

商法において、荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対して、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない旨新たに規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 15 条、宅配便約款（新設（第 7 条の 2））、軽運送約款第 15 条

（3）運送賃の請求権（改正商法第 573 条関係）

商法において、運送品が不可抗力によって滅失したときに加え、運送品が不可抗力によって損傷したときについても、運送人は運送賃を請求できないこととされたことを踏まえ、標準運送約款及び軽運送約款について、運送人は、運送品の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は運送人が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷が生じた運送品に係る運賃、料金等を請求できないこととする旨の規定に改めることとする。

また、靈きゅう約款についても、同様の観点から所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 35 条、軽運送約款第 35 条、靈きゅう約款第 19 条

(4) 運送人の損害賠償責任（改正商法第 575 条関係）

商法において、損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が明確化されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 39 条、宅配便約款第 21 条、引越約款第 22 条、軽運送約款第 39 条、軽引越約款第 22 条、靈きゅう約款第 23 条、信書便約款第 31 条、軽信書便約款第 31 条

(5) 損害賠償の額（改正商法第 576 条関係）

商法において、運送品が滅失又は損傷した場合の損害賠償の額については、引渡しができるべき地及び時における運送品の価格によって定めることとされたことを踏まえ、損害賠償額の算定に係る規定について所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 47 条、軽運送約款第 46 条

(6) 高価品に関する特則の適用除外（改正商法第 577 条関係）

商法において、運送委託時に通知のなかった高価品の滅失等に関して運送人が免責される旨の規定について、①運送契約の締結の当時、運送人が運送品を高価品であると知っていた場合、②運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着が生じた場合、には適用されない旨条文上明確化されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 45 条、軽運送約款第 44 条

(7) 運送品の供託・競売等（改正商法第 582・583 条関係）

商法において、運送品を競売する場合の手続について、損傷等による価格の低落のおそれがある運送品については、運送品の処分につき指図すべき旨の催告なく競売に付することができる旨規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 25 条、軽運送約款第 25 条

(8) 荷受人の権利の行使による荷送人の権利の喪失（改正商法第 581 条関係）

商法において、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失した場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人はその権利を行使することができないこととされたことを踏まえ、運送品の処分権に係る規定について、所要の改正を行うこととする。

また、靈きゅう約款についても、同様の観点から、所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 27 条、宅配便約款第 15 条、引越約款第 13 条、軽運送約款第 27 条、軽引越約款第 13 条、靈きゅう約款第 13 条、信書便約款第 25 条、軽信書便約款第 25 条

(9) 運送人の責任の消滅（改正商法第 584・585 条関係）

商法において、運送品に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合における運送人の責任の消滅に関する規定について、利用運送人が実運送人に対し求

償する場合においては、所定の通知期間を、利用運送人が通知を受けた時から2週間を経過する時まで延長されたものとみなすこととする旨の規定が新設されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第46条、宅配便約款第24条、引越約款第25条、軽運送約款第45条、軽引越約款第25条、信書便約款第34条、軽信書便約款第34条

また、運送人の責任の消滅時効に関する規定について、①運送品の受取の日から1年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅すること（除斥期間）、②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができること、③利用運送人が実運送人に対し求償する場合においては、①の期間を、利用運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた時から3か月を経過する時まで延長されたものとみなすこと、と改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。霊きゅう約款についても、同様の観点から、所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第49条、宅配便約款第27条、引越約款第27条、軽運送約款第48条、軽引越約款第27条、霊きゅう約款第29条、信書便約款第37条、軽信書便約款第37条

(10) 貨物引換証（現行商法第571～575条、第584条）

商法において、貨物引換証に関する規定が削除されたことを踏まえ、関連規定を改正又は削除することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第13条、第21条、軽運送約款第13条、第21条

(11) その他所要の改正（表現の適正化等）

3. スケジュール（予定）

公 布： 平成31年3月8日

（信書便約款・軽信書便約款については、平成31年3月11日）

施 行： 平成31年4月1日